

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会は、次世代育成支援対策推進法^{*1}及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)^{*2}に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定しましたので、公表いたします。

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和3年4月1日から 令和8年3月31日までの5年間

2 内 容：

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を95%以上にする

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、制度に関するチラシを作成

令和4年1月～ 職員にチラシを配付

目標2 育児休業期間中、定期的に会社に関する情報を提供する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 提供情報内容の検討

令和3年10月～ 情報提供の実施

目標3 当該年に付与された年次有給休暇の取得率を50%以上とする

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和3年8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を年1回以上行う

目標4 管理職（課長級以上）に占める女性比率を35%以上とする

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年4月～ 中堅職員向けに管理職養成のための研修を年1回以上行う

*1 次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化に対応し、育児と仕事を両立できる環境を整備・充実させることを目的とした法律です。

*2 女性活躍推進法は、女性が社会で活躍しやすい環境をつくることを目的とした法律です。